

職員の懲戒処分等について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 不正な払戻し等の不適正な事務処理

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

氏名	所属	職層	職種	年齢	性別	内容
まつだ たかき 松田 昂樹	電車部	主事	電車運輸 (鉄道営業)	27	男性	懲戒免職

イ 管理監督者
副参事 訓告

(2) 事故の概要

事故者は、令和7年7月、勤務駅において不正な乗車券の発券、払い戻し等の不適正な事務処理を行った。

2 バス乗務中の人身事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	41	男性	停職3月間

(2) 事故の概要

事故者は、令和6年8月8日、都営バスを運転中、交差点を左折する際に、横断歩道上の歩行者と接触し、転倒、負傷させた。

事故者は、過失運転致傷の罪により、禁錮8月、執行猶予3年の判決を受け、刑が確定しているが、事故の状況、措置義務の履行状況や勤務状況などを考慮し、「職員の分限に関する条例」第8条第1項により失職の例外扱いとした。

3 バス乗務中における携帯電話の使用等

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	48	男性	停職1日間

イ 管理監督者

副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、令和6年11月13日、携行が禁止されている私物のスマートフォンを所持したまま都営バスに乗務し、回送運行中に操作したほか、バス車内において喫煙した。

4 バス乗務中における携帯電話の使用

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	63	男性	停職1日間

イ 管理監督者

副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、令和6年8月9日、携行が禁止されている私物のスマートフォンを所持したまま都営バスに乗務し、営業運行中に操作した。

5 バス乗務中における携帯電話の使用

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	56	男性	減給1/60 1月間

イ 管理監督者

副参事 口頭注意

（２）事故の概要

事故者は、令和６年３月６日、携行が禁止されている私物のスマートフォンを所持したまま都営バスに乗務した。また、操車所内で運転中に操作し、停車していた別の都営バス車両に接触した。

６ バス乗務中における携帯電話の使用

（１）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	４７	男性	戒告

（２）事故の概要

事故者は、令和６年２月３日、研修中の乗務員を指導するため都営バスに添乗した際、携行が禁止されている私物のスマートフォンを持ち込み、操作した。

７ バス乗務中における携帯電話の使用

（１）懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	５３	男性	戒告

イ 管理監督者

副参事 口頭注意

（２）事故の概要

事故者は、令和６年１１月１１日、携行が禁止されている私物のスマートフォンを所持したまま都営バスに乗務し、終点到着後の待機中に操作した。

８ バス乗務中の車内転倒事故

（１）懲戒処分の内容等

事故者

事故発生日	職層	年齢	性別	内容
令和５年１２月５日	主事	６３	男性	戒告
令和６年９月１３日	主事	５５	男性	戒告

(2) 事故の概要

いずれの事故者も、バス停留所でお客様が乗車した後、安全確認を十分に行わずに発車し、座席に座ろうとしていたお客様1名を転倒、負傷させた。

9 酒気帯び出勤

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

事故発生日	職層	年齢	性別	内容
令和6年4月15日	主事	63	男性	戒告
令和6年4月21日	主事	60	男性	戒告
令和6年6月11日	主事	54	男性	戒告
令和6年7月31日	主事	60	男性	戒告
令和6年12月9日	主事	52	男性	戒告

(2) 事故の概要

いずれの事故者も、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際、呼気中から局が定めた基準を超えるアルコール反応が検知され、乗務禁止措置を受けた。

10 公務外の非行事故（暴行及び器物損壊）

(1) 懲戒処分の内容等

事故者（会計年度任用職員）

年齢	性別	内容
62	男性	停職1日間

(2) 事故の概要

事故者は、令和7年4月18日、路上において口論となった相手が、事故者をスマートフォンで撮影しようとしたため、相手のスマートフォンを取り上げて損壊させ、顔面を殴打した。

11 公務外の非行事故（傷害）

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	57	男性	停職1日間

(2) 事故の概要

事故者は、令和7年2月27日、飲酒後、帰宅途中の電車内において、トラブルになった相手の顔面を殴打し、打撲等の傷害を負わせた。